

# 公認心理師の養成課程における 学部と大学院の教育内容 及び経過措置等について

- (1) 学部と大学院のカリキュラムと到達目標
- (2) 学部卒者の実務経験
- (3) 経過措置

三団体会談カリキュラム案に沿って  
2016年11月16日第2回公認心理師検討WT会議

# 目次

本報告書は公認心理師の像を明らかにし、カリキュラム案として三団体が提出したものについて、学部カリキュラムの内容及び大学院カリキュラムについて説明を加えたものである。また、受験資格、実務経験等に関する要望等を所収した。

I . 三団体の概要・要望書	P 3
II . 心理職の勤務領域	P 8
III . 公認心理師養成の方向性	P 9
IV . 公認心理師養成の新たな課題	P11
V . 公認心理師に求められるもの	P12
VI . 学部・大学院を通じた養成の過程	P15
VII . 教員要件等	P24
VIII . 学部卒者の受験資格となる実務経験について	P25
IX . 受験資格の特例	P26
X . 国家試験	P30

# I. 三団体の 概要・要望書

■ 2009年 発足

■ 2011年 「要望書」

■ 2016年  
カリキュラム案  
と経過措置への要望

## 心理職者に国家資格を

『心理師（仮称）』の国家資格制度を創設して下さい

今日、国民のこころの問題（うつ病、自殺、虐待等）や発達・健康上の問題（不登校、発達障害、認知障害等）は、複雑化・多様化しており、それらへの対応が急務です。しかし、これらの問題に対して他の専門職と連携しながら心理的にアプローチする国家資格が、わが国にはまだありません。国民が安心して心理的アプローチを利用できるようになるには、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた専門職が必要です。

臨床心理職国家資格推進連絡協議会

医療心理師国家資格制度推進協議会

日本心理学諸学会連合

# 三団体の組織

医療心理師推進協

臨床心理職推進連

日本心理学諸学会連合

(三団体会員 2009年2月15日発足)

## 臨床心理職国家資格推進連絡協議会（22団体+1団体）

### 【正式加入団体】

(一般社団法人)日本臨床心理士会  
\*(一般社団法人)日本心理臨床学会  
\*日本人間性心理学会  
\*日本家族心理学会  
\*日本箱庭療法学会  
\*日本ブリーフサイコセラピー学会  
\*日本逆感療法学会  
\*日本臨床動作学会  
\*日本催眠医学心理学会  
\*日本リハビリテイション心理学会  
\*日本カウンセリング学会  
\*日本学生相談学会  
日本心理劇学会

西日本心理劇学会  
日本学校メンタルヘルス学会  
日本芸術療法学会  
日本精神分析学会  
日本電話相談学会  
日本ロールシャッハ学会  
包括システムによる日本ロールシャッハ学会  
日本描画テスト・描画療法学会  
\*日本産業カウンセリング学会

### 【連絡団体】

日本精神衛生学会

(注) \* : 日本心理学諸学会連合所属

2009年2月時点→2016年現在は25団体

## 医療心理師国家資格制度推進協議会（25団体）

#国立精神医療施設長協議会  
#精神医学講座担当者会議  
#(社団法人)全国自治体病院協議会精神科特別部会  
#(社団法人)日本精神科病院協会  
#(社団法人)日本精神神経科診療所協会  
#(社団法人)日本精神神経学会  
#(一般社団法人)日本総合病院精神医学会  
　　全国保健・医療・福祉心理職能協会  
　　(特定非営利活動法人)日本教育カウンセラーアカデミー  
\*(一般社団法人)日本健康心理学会  
\*(社団法人)日本作業療法士協会  
　　日本児童青年精神医学会

(社団法人)日本小児科学会  
(社団法人)日本心身医学会  
\*(公益社団法人)日本心理学会  
(特定非営利活動法人)日本心療内科学会  
(社団法人)日本精神科看護技術協会  
(社団法人)日本精神保健福祉士協会  
　　日本認知療法学会  
　　日本病院・地域精神医学会  
\*(日本臨床心理学会  
　　リハビリテーション心理職会  
　　S S T普及協会  
\*(日本行動療法学会  
(社団法人)日本医師会

2009年2月時点

(注) # : 精神科七者懇談会所属団体

\* : 日本心理学者諸学会連合所属

## 日本心理学諸学会連合（45団体）

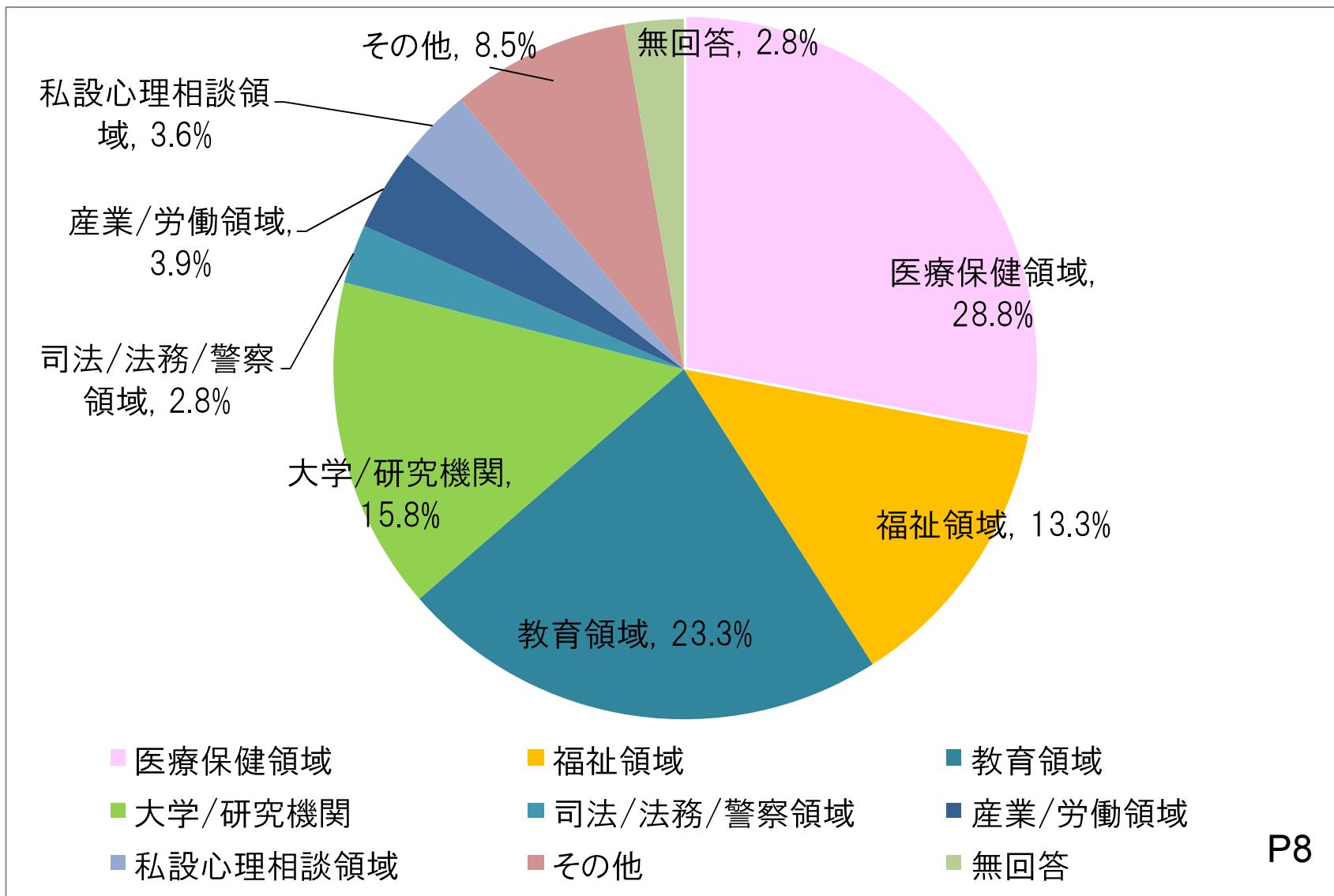
学 会 名	会員数	学 会 名	会員数
産業・組織心理学会	898	日本生理心理学会	586
日本応用教育心理学会	256	日本動物心理学会	406
日本応用心理学会	1,218	日本特殊教育学会	3,777
日本カウンセリング学会	5,301	日本人間性心理学会	979
日本学生相談学会	1,135	日本認知心理学会	809
日本家族心理学会	912	日本パーソナリティ心理学会	890
日本感情心理学会	407	日本バイオフィードバック学会	265
日本基礎心理学会	712	日本箱庭療法学会	2,036
日本キャリア教育学会	954	日本発達心理学会	4,303
日本教育心理学会	6,854	日本犯罪心理学会	1,319
日本グループ・ダイナミックス学会	670	日本ブリーフサイコセラピー学会	722
(一般社団法人)日本健康心理学会	2,708	日本マイクロカウンセリング学会	122
日本交通心理学会	720	日本遊戲療法学会	702
日本行動科学学会	164	日本リハビリテイション心理学会	829
日本行動分析学会	898	日本理論心理学会	103
日本行動療法学会	1,759	日本臨床心理学会	274
日本催眠医学心理学会	531	日本臨床動作学会	670
日本産業カウンセリング学会	1,662	日本ストレスマネジメント学会	335
日本社会心理学会	1,841	日本質的心理学会	967
日本自律訓練学会	1,152	日本学校心理学会	683
(公益社団法人)日本心理学会	7,688	(一般社団法人)日本IQ学会	7,322
(一般社団法人)日本心理臨床学会	24,391	日本K-ABCアセスメント学会	654
日本青年心理学会	470	合 計	92,052

2009年2月時点→2016年現在54団体

## II. 心理職の勤務領域

日本臨床心理士会  
2015年会員動向調査  
N=10,321

心理職は様々な領域で働いている

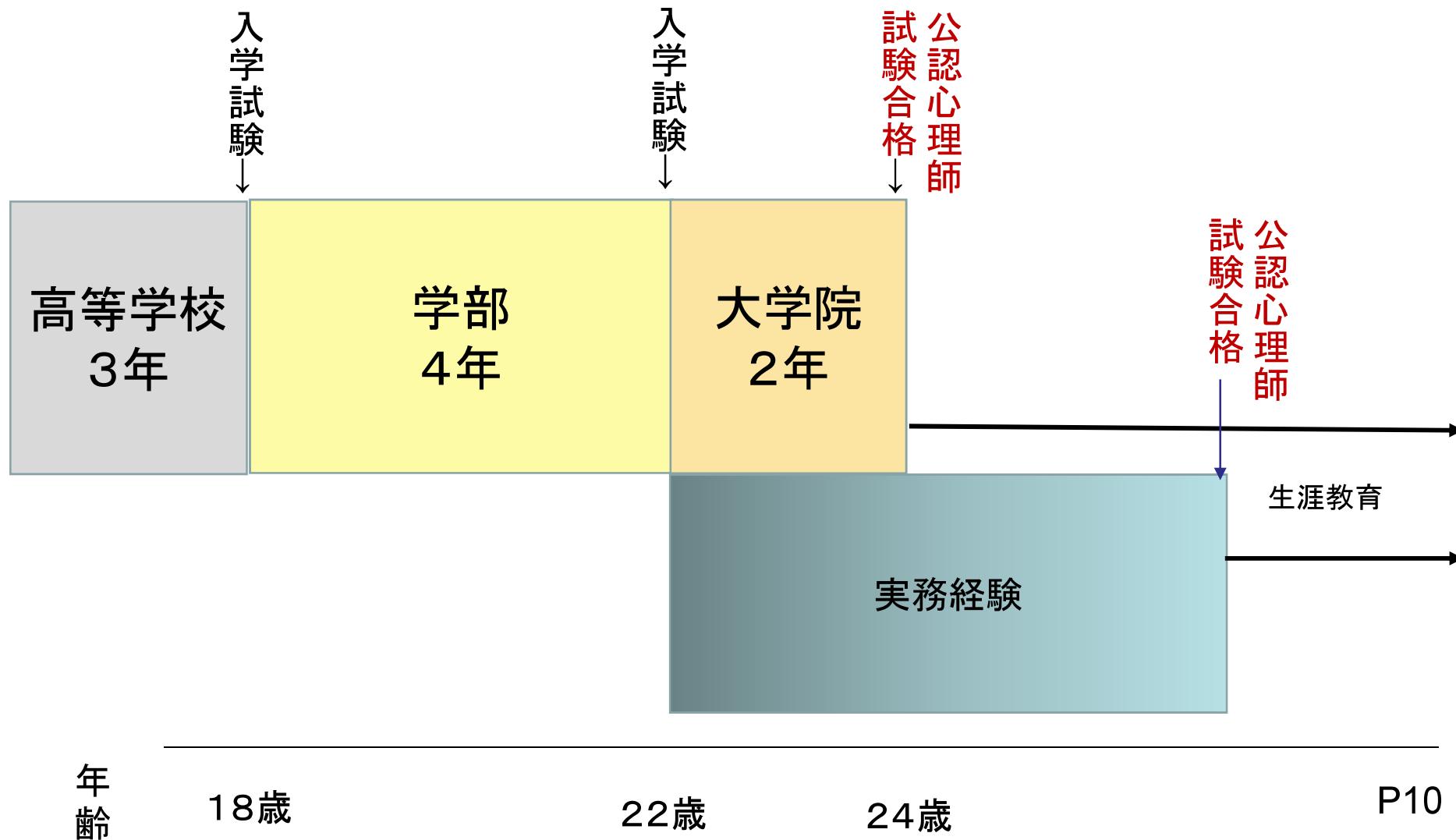


### III. 公認心理師養成の方向性

- 法に定められた4種の業務に必要な知識と技術を習得する
- 対人援助職として倫理、態度を身につける
- 変化する社会のニーズに沿って生涯研修できる人材を育てる
- 研修・専門研修・指導者育成の体制を整える

# 公認心理師の養成

国民の健康に関係するため、**質の担保**が求められる



# IV. 公認心理師養成の新たな課題

**多様な環境**の中で支援する力が求められる

- チーム医療: 他医療職種との協働
- チーム学校: 学校組織の一員としての役割・協働
- 社会の問題の複雑・多様化に対応する取り組み
- 対立関係の調整
- 災害への支援
- アウトリーチ、地域連携

理論や技法を知り支援に用いる根拠への説明責任の自覚  
現実原則、法、行政構造と機能の中の仕事であることの自覚  
チームワークの中で働くバランス感覚・協働のセンス

# V. 公認心理師に求められるもの

知識だけでなく、**技能・態度の修得**が必要

- 心理査定、心理面接、地域援助、教育研究という従来の職務に加えて、能動的に、現実状況を、速やかに適切に捉え、既知の理論や技術を一律に当てはめるのではなく、事実を的確にアセスメントし、それに即応した支援を行える技能・態度
- 多次元にわたり、輻輳する要因がかかわる困難な問題の増加 → 多職種との共同体制
- 良いチームワーク、フットワークの軽いアウトリーチ

# 心理支援の場・求められる立ち位置

さまざまな場で人々の営みを心理的に支える



# どのように支援するのか

問題・課題に合わせて適切な支援方法、あるいは療法を選択、組み合わせつつ  
現実原則、法、制度の中で統合的に支援し  
用いる方法の適切であることを説明できる



# VI. 学部・大学院を通じた養成の過程

公認心理師は様々な場で国民の心の健康に役立つ仕事が求められるため、教育内容の精選と多様化が必要

- 学部・大学院カリキュラムでは  
共通部分の教育および領域の教育が必要
- 科学的根拠をもちながら、  
実務では既存の理論を当てはめるというより、  
主体性を損なわず、目の前の事象に向き合うこと  
ができることが必要

⇒共通する知識・態度と、領域ごとの課題の  
両方を学ぶ

# 学部教育における基本方針

- 人間心理を客観的にとらえるための基礎を学ぶ
- 法2条1,2に対応し、観察と結果の分析の基礎及び面接法の基礎を体験する
- 人間の成長・発達に関連する基礎知識はすべての領域で必要であるのでこれを学ぶ
- 人間関係・人間社会に関連する基礎知識はすべての領域で関係するのでこれを学ぶ
- 心理支援を要するさまざまな人々の問題と支援方法についての基礎知識をもつ
- 心理支援に必要な隣接関連科学に関する基礎知識をもつ
- 実際の心理支援における実務上必要な知識・態度を学び、支援職場に関する基礎体験をもつ

# 学部教育カリキュラムの構成

■公認心理師養成 学部教育カリキュラム案 計46単位  
/学部卒業単位124単位

## 1) 心理学基礎科目

6科目必修 各2単位 計12単位

## 2) 心理学発展科目

基礎、発達・教育、社会・産業の3科目群から

各3科目選択必修 各6単位 計18単位

臨床心理学関連科目のうち臨床心理学概論 2単位必修のほか、

3科目 6単位選択必修 計8単位

隣接関連科目 医学関連2科目から2単位必修

その他科目のうち 1科目選択必修 計4単位

3) 心理実践実習科目 2科目必修 計4単位

# 公認心理師養成 学部教育カリキュラム案 合計46単位

科目区分	科目名	単位数	到達目標
心理学基礎科目	心理学概論 心理学研究法 心理学統計法 心理学基礎実験実習 心理検査実習 心理面接実習	各 必修 計12必修	人間心理を客観的にとらえるための基礎を学ぶ  法2条1,2に対応し、観察と結果の分析の基礎及び面接法の基礎を体験する
心理学発展科目	A 基礎心理学関連科目  学習心理学、知覚心理学、認知心理学、 思考心理学、言語心理学、比較心理学、 生理心理学、神経心理学、動物心理学、 比較行動学、行動分析学、感情心理学など	6 選択必修	人間心理を客観的にとらえるための基礎を学ぶ
	B 発達・教育心理学関連科目  発達心理学、乳幼児心理学、児童心理学、 青年心理学、生涯発達心理学、教育心理学、教育評価、教授心理学、 学校心理学など	6 選択必修	人間の成長・発達に関連する基礎知識をもつ
	C 社会・産業心理学関連科目  社会心理学、実験社会心理学、集団心理学、 対人関係論、家族心理学、コミュニティ心理学、産業心理学、組織心理学、 マスメディア心理学など	6 選択必修	人間関係・人間社会に関連する基礎知識をもつ
	D 臨床心理学関連科目  臨床心理学概論  心理検査法、人格心理学、発達臨床心理学 教育(学校)臨床心理学、障害児(者) 心理学、犯罪心理学、司法・矯正心理学、 医療心理学、高齢者臨床心理学、心理療法論、 深層心理学、カウンセリング心理学、認知行動療法論、 、集団心理療法論、健康心理学、ストレスマネジメント論など	2 必修  6 選択必修	支援を要する者の問題と支援方法についての基礎知識をもつ
	E 隣接関連科目  医学概論、精神医学概論 教育学(学校教育制度論、教育経営学、社会教育学を含む)、 社会福祉学など	4 選択必修  ただし、医学概論、精神医学概論のいずれか1科目を必修とする。	心理支援にかかる隣接関連科学に関する基礎知識をもつ
心理実践・実習科目	心理実践職能論(職務、責任、倫理、関連行政論を含む)  心理実践実習(医療、福祉、教育、司法・矯正、産業などの領域における見学・体験実習)	2 必修  2 必修	実際の心理支援における実務上必要な知識・態度を学び、支援職場に関する基礎体験をもつ

# 大学院教育における基本方針

- 法第2条の業務の準備として理論的背景を知る
- 査定と支援に必要な社会知識、態度を保持できる
- 査定と支援に必要な理論的背景を知る
- 事実を客観的に把握し表現する方法を知る
- 心理支援を対象やさまざまな場の特性に応じて実施できる
- 医療領域その他の領域で必要な精神医学をはじめとする医学知識が習得されている
- 教育、福祉、司法・矯正、産業領域における業務に必要な知識が習得されている

# 大学院教育カリキュラムの構成

## ■公認心理師養成 大学院教育カリキュラム案

計36単位/大学院修了要件30単位

### 1) 基幹科目

7科目必修 各2単位 計14単位

### 2) 展開科目

8科目選択必修 各2単位 計16単位

### 3) 実践実習科目

5科目必修 各1～2単位 計6単位

# 公認心理師養成 大学院教育カリキュラム案 合計36単位（基幹科目・展開科目30単位）

科目区分	科目名	単位数	到達目標
基幹科目（必修）	基幹科目	1 4 各2 必修	
	心理アセスメント特論		法第2条の一に関する業務が行える。
	心理支援特論		法第2条の二、三に関する業務に関する理論的背景を知る。
	関係者援助論		同、四に関する業務に関する理論的背景を知る。
	予防心理教育特論		査定と支援に必要な社会知識、態度を保持できる。
	公認心理師関連行政・倫理特論		査定と支援に必要な理論的背景を知る。
	臨床心理学特論		事実を客観的に把握し表現する方法を知る。
展開科目		1 6	
援助技法関連科目	援助技法関連科目	4 選択必修	心理支援の方法について、対象や場の特性に応じて実施できる。
	カウンセリング特論、心理療法特論、グループ・アプローチ特論、コミュニケーション・アプローチ特論、危機介入法特論など	2 科目選択	
実践領域関連科目	A 医療保健領域関連科目	4 選択必修	医療領域その他の領域で必要な精神医学をはじめとする医学知識が習得されている。
	精神医学特論	2 必修	
	医療心理学特論、生理・神経心理学特論(※)、心身医学特論、精神神経薬理学特論など	1 科目選択	
	B 教育領域関連科目	2 必修	教育領域における業務に必要な知識が習得されている。
	学校心理学特論、スクール・カウンセリング特論、認知・学習心理学特論(※)、発達心理学特論(※)、学生相談学特論など	1 科目選択	
	C 福祉領域関連科目	2 必修	福祉領域における業務に必要な知識が習得されている。
	障害児(者)心理学特論、臨床心理地域援助特論、乳幼児・児童心理学特論、高齢者心理学特論、発達心理学特論(※)、家族心理学特論など	1 科目選択	
	D 司法・矯正領域関連科目	2 必修	司法・矯正領域における業務に必要な知識が習得されている。
	司法・矯正心理学特論、犯罪心理学特論、人格心理学特論、司法・矯正関連行政論など	1 科目選択	
	E 産業領域関連科目	2 必修	産業領域における業務に必要な知識が習得されている。
	産業カウンセリング特論、組織心理学特論、社会心理学特論(※)、人間関係学特論など	1 科目選択	

# 大学院における実習

- M1年前期では機関全体の動きを知る。心理検査ができる。支援等の実際を知る。
- M1年後期～M2年では実際の面接を体験し、事例を担当して面接支援の実施を体験している。それぞれの事例については指導監督を必須として受けていること。
- さまざまな施設における業務の特徴、留意事項、他職種との連携の必要性などを理解している。指導教員は養成を受けたその領域の職務に通じた者を充てること。

# 公認心理師養成 大学院教育カリキュラム案 合計36単位 (実践実習科目6単位)

実践実習科目	実践実習科目		<b>6 必修</b>	
	実習 I (学内施設) (M1年前期)	45h	1	
	① ロールプレイ*	5h	* 面接、電話受付など	
	② 心理テスト実習など**	10h	**人格・知能テストなど	
	③ インテーク面接陪席・グループセッション助手など	5h		
	④ ケースカンファレンス	25h		
実践実習科目	実習 II (学内施設) (M1年後期)	45h	1	M1年前期では機関全体の動きを知る。心理検査ができるようになる。支援等の実際を知る。  M1年後期～M2年では実際の面接を体験し、事例を担当して面接支援の実施を体験している。それぞれの事例については指導監督を必須として受けていること。
	① 陪席・助手、試行面接、インテーク		担当ケースについては、個人スーパービジョン(1ケース以上)を受ける。	
	面接、 ケース担当	15h	実習 II、 III、 IVの担当ケースは、M1からM2において最低3ケースの担当を必要とし、そのうち1ケースは子どもとすることが望ましい。	
	② ケースカンファレンス	30h		
	実習 III (学内施設) (M 2年前期)	45h	1	
	① ケース担当(含施設運営実習)	15h		
実践実習科目	② ケースカンファレンス	30h		P23
	実習IV (学内施設) (M 2年後期)	45h	1	
	① ケース担当(含施設運営実習)	15h		
	② ケースカンファレンス	30h		
	実習V (学外施設) (M1ないしM2)	90h	2	
	(医療領域、福祉領域、教育領域、 その他の領域)			
実践実習科目	① ガイダンス・見学実習	10h		さまざまな施設における業務の特徴、留意事項、他職種との連携の必要性などを理解している。指導教員は養成を受けたその領域の職務に通じた者から受けている。
	② 参加実習 (一部・担当)	80h		

## VII. 教員要件等

学術的知識や理論を講じることができることに加えて、実践力が必須である公認心理師の養成の観点から、それぞれの領域の実務を熟知した教員が必要

- 医療、福祉、教育、司法・法務、産業等の領域に関する指導を行うに十分な実務経験をもつ者を養成課程での教員に加えること
- 社会のニーズに鋭敏に対応できる公認心理師の業務の実践像をもち、自らも率先して現場に赴く教員が必要である
- 実習を指導する教員は、学内実習、学外実習共に実習指導者の養成講習を受け、指導者の資格をもつ者であること
- そのための実習指導者を養成するため、プログラムを備えた認定システムを準備すること

## VIII. 学部卒者の受験資格となる実務経験について

前提として法付帯決議には「大学院課程修了者と同等以上の知識・経験を有することとなるよう、同条第2号の実務経験の内容を検討すること。」とされている。これについての意見は三団体それぞれ以下のようにある。

- 推進連: 学部卒者の実務経験は、指導者がいる、政省令で定められた機関で5年以上とする
- 推進協: 第二条の内容を実習指導者講習会修了者の指導の下、予め認定されたプログラムに沿って2年以上2500時間以上
- 日心連: 学部卒者の実務経験は5年とし、勤務時間数、実務経験の対象となる施設・事業、職種内容を規定すること

# IX. 受験資格の特例

## ■附則第二条第1項

公認心理師となるために必要な科目を修めた者

施行日(公布から2年  
を超えない範囲)

第1号

大学院修了

第2号

大学院入学

大学院修了

第3号

大学入学

大学院修了

第4号

大学卒業

+定められた実務期間

## ■附則第二条第2項

公認心理師となるために必要な科目を修めていないが  
現に業を行っている者及び準じる者

指定された講習会+5年以上の実務経験

# 経過措置における受験資格の特例 1/2

1. 現に法に定める行為を行うことを業としている者に対する特例措置について  
大学院終了を基礎資格とする臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、  
特別支援教育士について以下のように要望します。

- ①臨床心理士有資格者は勤務期間や勤務年数にかかわらず全員が受験できること。
- ②学校心理士、臨床発達心理士、または特別支援教育士の有資格者は、  
心理支援業務の経験のある場合、勤務期間や勤務年数にかかわらず全員が  
受験できること。
- ③法施行日に大学院に入学している者の特例措置との逆転が生じない工夫  
の一環として①,②が望まれる。
- ④出産、育児、介護等で一時退職している者が不利にならないよう、また定年  
等で退職している者も経験を生かした再就業が困難にならない措置として、上  
記①、②の者には、法の施行日に現に業務を行っている者、という限定を設け  
ず、準ずる者とすること。

# 経過措置における受験資格の特例 2/2

2. 現任者またはそれに準ずる者の受験資格は、次に示す領域の機関・施設等において心理支援の専門家として、5年以上かつ5000時間以上勤務していることとする。なお、以上の 勤務 経験は、法の施行日にその任になくとも過去にその条件を満たしている場合を含むこと。
  - イ. 医療・保健領域(医療機関、保健機関、リハビリテーションセンターなどでの心理支援)
  - ロ. 福祉領域(児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、障害児・者センター、女性相談(所)センター、児童福祉施設、高齢者施設などの心理支援)
  - ハ. 教育・発達領域(公立教育相談機関、教育機関などの心理支援)
  - ニ. 司法・矯正領域(裁判所、矯正施設、保護観察所、警察機関などの心理支援)
  - ホ. 産業(労働)領域(企業・官公庁、その他の組織などの心理支援)
  - ヘ. その他の領域(私設心理相談機関等、上記以外の領域にて心理支援を行う機関、施設等)
3. 経過措置における前述の有資格者の受験においては、試験科目の一部を免除すること。

# 受験資格の特例における私設心理相談機関

以下のような実情から、原則とし**特例としての受験資格を認めること**  
**基準としての大学院修了4資格保持者の受験を認めること**

私設心理相談に従事している者は平成26年度厚生労働科学特別研究事業の資料から4,420名とされている。その業務内容を臨床心理士会および推進連が調査し、合計482名からの回答を得た結果は以下の通り。

- 従事者の年代 30代～60代
- 学歴 過半数が大学院修士修了、約8%が博士号所持
- 業務歴 5年以上の者が7割を超える
- 形態 個人事業が6割を超える
- 対象 幼児から高齢者、保護者まで広範囲
- 内容 子育てから介護まで多岐にわたる
- 料金 約7割が1時間5,000円～10,000円の範囲
- 事業所登録 約8割が登録していると回答

# X. 国家試験

## ■ 試験科目の範囲

経過措置の期間は科目を細かくせず、基本的に重要な支援方法の動向や、新しい関係法律など、実務に必要な知識を取り入れること。

## ■ 試験の方法

受験者の数に応じて現実的に可能な方法

## ■ 合格基準

経過措置の期間と正規養成における基準を検討する必要がある

## ■ 免除する科目について

科目決定後に検討

## ■ 現任者講習会の内容と時間数

試験内容に直結するので、実務者の負担が大きくならず、しかし法も含めて現任者が各科目の本質を捉えることができる内容が望ましい。時間数は職場の負担を考慮すると7日間60時間程度以内が望ましい。